

# 東白川村 Reuse 事業について

## 「東白川村 Reuse（リユース）事業」とは

空き家を安く提供することを目的として、東白川村が令和元年より始めた移住定住推進のための事業です。

特徴は、村の人口対策のために、空き家所有者の理解の「寄付」によって空き家が自治体へ提供されていることです。寄付によって村へ提供された空き家は、残家財の整理を終えて空き家バンクへ「寄付物件」として搭載されます。寄付物件の売買価格は、残家財の処理費、家屋の小修繕費程度の価格で提供が可能となりました。

また、空き家の残家財の整理作業で発生した家具、食器類も好みの家具、食器類を一回の持ち出しに限り、数、量の制限なく無料で Reuse（リユース）することができます。

「寄付物件」以外に「個人売買物件」があります。個人売買物件の所有者は個人のため、自治体に寄付された物件ではありませんが、残家財が整理できずに空き家バンクに搭載できなかった物件を、リユース事業の一環で残家財を整理し、空き家バンクに搭載して流動化させる施策も行っています。

寄付物件、リユース事業の一環で片付けを行った個人売買物件、残家財の家具や食器類を取得するためには、空き家バンクに登録された物件の住所に住民票を登録することが必要です。

## 東白川村リユース事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東白川村が行う移住定住を促進させるために、住宅、家財等を積極的に再利用することで、移住者の負担軽減を図ることを目的として行う東白川村リユース事業（以下「リユース事業」という。）について定める。

### (対象物)

第2条 リユース事業の対象となる再利用品は、寄付された住宅と、空き家所有者がその所有権を放棄した家具、食器等などの家財品で東白川村が再利用のために取り置きした一切の物を言う。

### (利用者の資格)

第3条 リユース事業を利用できる者は、住宅にあっては、東白川村空き家バンクに移住希望として登録した者で、選考または先着により空き家物件の取得者に選ばれた者

また、物件購入後概ね2年以内に居住を開始し、購入物件の所在地に住民登録をすることが出来る者

また、家具、食器等の家財品については、前項の規定により住宅の取得者になった者とする。

### (利用の申込み)

第4条 リユース事業で提供される住宅、家財品を利用する場合の申込みは次のとおりとする。

住宅の取得を希望する場合は、様式第1号東白川村リユース事業住宅等取得希望申出書を村長に提出するものとする。

また、家財品等の取得を希望する場合は、同申出書にその旨を記載するものとする。

### (利用の決定)

第5条 村長は前条により提出された申出により、その取得を承認した場合は、様式第2号東白川村リユース事業決定通知書を交付するものとする。

また、取得を承認しない場合は、様式第3号東白川村リユース事業不決定通知書を交付するものとする。

(リユース品の価格)

第6条 第2条で規定するリユース品の価格は次のとおりとする。

- 1) 住宅 村長が定める額
- 2) 家財品等 無料

(転売、譲渡の制限)

第7条 なお、当該住宅の所有者が東白川村である場合、この要綱により取得した住宅は、その取得から5年以内の無償、有償に関わらず一切譲渡等してはならない。譲渡等が明らかになった場合は、村は住宅の返却を求めることができる。ただし、相続による所有権移転はこのかぎりではない。また、5年以内に利用者が村外へ住所移転した場合には、当初の売り渡し価格で村が買い取りを行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。